

カンボジア消費者保護法 (日本語訳)

2020年4月

本資料は、2019年度に公布・施行された消費者保護法を和訳したものです。

本資料は、日本貿易振興機構（ジェトロ）プノンペン事務所が弁護士法人 One Asia カンボジア事務所 (<https://oneasia.legal/>) に作成委託し、2019年11月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本資料はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび弁護士法人 One Asia カンボジア事務所は、本資料の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび弁護士法人 One Asia カンボジア事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

第1章 総則

第1条 目的

本法律は、消費者の保護を図り、公正な競争の促進に寄与することを目的とする。

第2条 目標

本法律の目標は、次に掲げるような事業環境の創出に寄与するための規則及び仕組みを定めることである。

- ・ 消費者の権利及び利益が保護される
- ・ 取引が公正な競争力を有している
- ・ 消費者と事業者が信頼し合って活動している

第3条 範囲

別段の定めがない限り、本法律は、カンボジア王国において、営利目的であるか否かを問わず、消費者に対して物品、サービス又は不動産に関する権利の販売を含む事業を営むすべての人に適用される。

第4条 定義

- 1 「受領」とは、贈与、売買、交換又はその他、承諾に基づいて物品及び不動産上の権利を得ること、並びに、契約に基づいてサービスを受けることをいう。
- 2 「広告」とは、物品もしくはサービスの提供、又は、不動産上の権利の販売もしくは譲渡の促進を目的とした、公衆又は公衆における特定の集団に対する、広告又はあらゆる形式による宣伝をいう。
- 3 「規制当局」とは、消費者の法的権利及び利益を保護する機能及び役割を担う省庁又は機関をいう。
- 4 「事業」とは、次に掲げるいずれかの活動をいう。
 - ・ 当該活動において、物品もしくはサービスの受領もしくは供給、又は、不動産上の権利の譲り受けもしくは譲り渡しが行われる
 - ・ 構造化された明確な方法によって行われる活動
 - ・ 主体的、補助的、又は、定期的ではない活動を通じて行われる個人的な営利活動
- 5 「消費者」とは、次に掲げる物品又はサービスを受領する人をいう。
 - a 一般的に個人的に、家庭で、もしくは、家族用
 - b 目的

- ・ 事業としての転売目的ではない
 - ・ 生産チェーン又は製造における工程で利用する目的ではない
 - ・ 建物の改装、不動産の据え付け品としての利用等、事業活動のために利用する目的ではない
- 6 「消費者の権利」とは、次に掲げる権利をいう。
- ・ 物品又はサービスの違いについて判断できるため、及び、広告による偽装又は詐欺を避けるために情報及び教育を受ける権利
 - ・ 価格及び質について競争力のある物品又はサービスを選択する権利
 - ・ 懸念について、規制当局及び政府から、聞き取り、確認を受け、解決してもらう権利
 - ・ 本法律又はその他の法律に基づく補償請求権
- 7 「行為」とは、事業活動の管理又は指導を含むあらゆる活動を行う、拒絶する、又は無視することをいう。
- 8 「情報開示」とは、十分かつ正しい情報を公衆に開示することをいう。
- 9 「電子商取引」とは、電子システムを通じて行われる国の活動及び取引に加え、電子システムを通じて行われる、商事並びに民事上の事業活動を含む、物品又はサービスの売買、賃貸借及び交換をいう。
- 10 「公正な競争」とは、長期的な経済の持続可能性、市場においては権力又は優越的地位を濫用してはならないという原則に基づいた、低価格並びに物品及びサービスの質の良さを基本とする競争をいう。
- 11 「紛らわしい表示」とは、事業活動を行う人の消費者に対する、実際は誤っていることを真実であると思わせる表示をいう。
- 12 「人」とは、自然人、又は、営利目的か否か、登録されているか登録されていないかを問わず、施行されている法律に基づいて適法に設立又は組織された法人をいう。
- 13 「情報発信」とは、関連規制当局のウェブサイトへの投稿を含む一般公衆に知らせること、又は、その他の方法を通じて、公衆が妨害なく自由に利用することができるようにすることをいう。
- 14 「サービス」とは、銀行以外の金融機関のサービスを除く、次に掲げる種類の契約に基づいて提供されるあらゆる権利、利益、優先権又は便宜をいう。
- a 次に掲げる事項に関連する契約
 - ・ 業務の遂行（物品の供給の有無にかかわらず）

- ・ 住居、リラクゼーション、人、動物もしくはその他の物の世話、エンターテイメント（賭博を除く）、駐車場、又は、報酬を得るための権利、利益もしくは優先権の付与を含む、便宜に適うようにする又は便益を満たすこと
 - b 金融サービス提供者及び利用者間の契約
- 15 「供給」とは、次に掲げるものをいう。
- ・ 贈与、販売、交換、賃貸借又は割賦販売に基づく物品の供給
 - ・ サービスの提供
- 16 「複数回の供給」とは、次に掲げるものをいう。
- ・ 贈与、売買、交換、賃貸借又は割賦販売に基づく、永久的な複数回の物品の供給
 - ・ 複数回のサービスの提供
- 17 「取引表示」とは、物品に付された、量もしくは大きさ、作成もしくは製造方法、製造に用いられた物質、製造時間、適性、強度、機能、性質もしくは精度、及び形状の特徴を含む、物品に関する表示又は説明をいう。取引表示には事業の標章又は名称は含まない。
- 18 「不公正な行為」とは、意図的か否かを問わず、事業を営む人による、消費者に対する紛らわしい又は誤解を招くような次に掲げる行為をいう。
- ・ 広告、販売促進及びその他の表示などの行為又は表示
 - ・ 物品又はサービスの費用、価格又は質について消費者を誤解させる行為、事業を営む人は、責任を免れるために、読みにくい小さな文字による記載及びラベル、並びに、誤解を招くような自己防衛のための表示に頼ってはならない。
 - ・ 約束、予測及び関連する情報を消費者に開示しないこと
 - ・ 仮に供給者が、消費者が自らの利益を守ることができる立場にないこと、又は、特徴、種類、言語、作用の効力もしくは取引に関わる問題等、物品もしくはサービスの情報を理解することができないことを認識していながら、消費者を利用すること
 - ・ その他、商業省令が定める行為

第2章 管轄官庁

第5条 国家消費者保護委員会

- 1 本法律に基づく消費者保護に関する義務を果たすために、商業大臣が主宰し、その他関連省庁が参加し、消費者保護を担当する商業省総局を執行主体とする、国家消費者保護委員会が設立されるものとする。
- 2 国家消費者保護委員会の組織及び機能については、閣僚会議令でこれを定める。

第3章 消費者協会

第6条 消費者協会の設立

各分野の消費者協会は、非政府組織に関する法律に従って内務省に登録して、設立する権利を有する。

第7条 消費者協会

- 1 ある分野の消費者協会は、事前に、当該分野について役割と義務を有する省庁又は機関の許可を受けるものとする。
- 2 消費者協会は、設立、内務省での登録及び関連する規制当局の許可を受けた後、国家消費者保護委員会にこれらの登録及び許可に関する書面を届け出るものとする。

第8条 消費者協会の役割及び義務

消費者協会は次に掲げる役割及び義務を有する。

- ・ 消費者に独立した助言を行い、消費者に関連する問題を容易にする
- ・ 国家消費者保護委員会又は裁判所において、その権利又は利益が侵害されている消費者又はその団体を代表して行動する
- ・ 公開討論会や報道上で、消費者の立場及び利益を代表する
- ・ 関連する規制当局が発行する、消費者のための情報標準に関する規定について、当該規制当局から助言を得る
- ・ 各分野において、消費者保護作業部会を設立する
- ・ 国家消費者保護委員会が割り当てたその他の義務を受け、履行する

第4章 事業上の不公正な行為

第9条 不公正な行為

- 1 事業を営む人は、何人も、不公正な行為に関与してはならない。

2 不公正な行為とは、意図的か否かを問わず、事業を営む人による、消費者に対する紛らわしい又は誤解を招くような次に掲げる行為をいう。

- ・ 広告、販売促進及びその他の表示などの行為又は表示
- ・ 物品又はサービスの費用、価格又は質について消費者を誤解させる行為、事業を営む人は、責任を免れるために、読みにくい小さな文字による記載及びラベル、並びに、誤解を招くような自己防衛のための表示に頼ってはならない。
- ・ 約束、予測及び関連する情報を消費者に開示しないこと
- ・ 仮に供給者が、消費者が自らの利益を守ることができる立場にないこと、又は、特徴、種類、言語、作用の効力もしくは取引に関わる問題等、物品もしくはサービスの情報を理解することができないことを認識していながら、消費者を利用すること
- ・ その他、商業省令が定める行為

第10条 物品に関する不公正な行為

事業を営む人は、何人も、物品の種類、製造過程、特性、適性、数量、寸法、容積、規格又は質について、公衆に対して紛らわしい又は誤解を招くような不公正な行為に関与してはならない。

第11条 サービスに関する不公正な行為

事業を営む人は、何人も、サービスの種類、規格、特性、適性、寸法又は質について、公衆に対して紛らわしい又は誤解を招くような不公正な行為に関与してはならない。

第12条 紛らわしい表示

1 事業を営む人は、何人も、次に掲げる不当表示によって、物品又はサービスを供給、又は、これらの供給もしくは利用を促進してはならない。

- ・ 当該物品は、種類、規格、質、分類、数量、成分、様式、型について特別である、又は、特別な背景もしくは特別な用途を有しているという表示
- ・ 当該サービスは、種類、規格、質、寸法について特別である、又は、当該サービスは、特別な人、特別な技術を有している人もしくは事業を行う上で特別な資格を有している人が供給しているという表示
- ・ 有名人が当該物品又はサービスを受けると同意したという表示
- ・ 当該物品は新品である、もしくは、修理済みである、又は、特別な特定の時期に製造、製作もしくは発明されたという表示

- ・ 当該物品又はサービスが後援を受けている、承認されている、認証を受けている、もしくは、効能を有する、又は、付属品を含む、もしくは、幅広い効用もしくは利益を有しているという表示
 - ・ 何らかの人が後援している、承認している、認証している又は提携しているという表示
 - ・ 当該物品又はサービスは、その価格について承認されているという表示
 - ・ 当該物品又はサービスは高い需要があるという表示
 - ・ 当該物品又はサービスは保険、補償、救済方法、もしくは、その他の条件を含んでいる、又は、含んでいないという表示
 - ・ 当該物品がどこかを原産地としているという表示
- 2 その他の不当表示は、規制当局の要求に応じて、国家消費者保護委員会の委員長である商業省令でこれを定める。

第5章 不正行為

第13条 不公正な販売行為の禁止

消費者を物品又はサービスの購入について誤解を招く販売行為はこれを禁ずる。

第14条 贈り物及び賞金の約束

何人も、消費者を次に掲げる点に関して欺く又は偽る目的で、贈り物、賞金又はその他の無償の物の提供を約束してはならない。

- ・ 物品又はサービスの供給
- ・ 不動産上の権利の販売又は譲渡

第15条 誇大広告

- 1 何人も、ある金額で供給する意思がない、又は、供給することができると信用することができる合理的な根拠がないにもかかわらず、そのような金額で物品又はサービスを供給するという広告を行ってはならない。
- 2 ある金額で物品又はサービスについて広告した人は、定められた期間内に適切な量、当該物品又はサービスを広告通りの金額で供給するものとする。
- 3 消費者に対して本条に定める通りに物品又はサービスが供給されなかったことに関連する苦情又は異議がある場合において、次の各号のいずれかを立証したときには、苦情又は異議を受けた人は保護されうる。

- a 苦情又は異議を受けた人が消費者に対して、広告された金額で、広告された数量の広告された物品又はサービスを、自ら供給した、又は、他の権限を有する人に対して特定の期間内に供給するよう依頼し、消費者がそのような供給について同意したこと
- b 苦情又は異議を受けた人が、消費者に対して、数量及び金額が広告上のものと同等の数量及び金額を有する物品又はサービスを、直ちに自ら供給した、又は、他の権限を有する人に対して特定の期間内に供給するよう依頼し、消費者がそのような供給について同意したこと

第 16 条 不公正な販売の勧誘

不公正な販売の勧誘とは、購入者が潜在的消費者の名前を提供すれば、その対価として、報奨、手数料又はその他の利益を受け取ることができるという条件で購入者に物品又はサービスを購入するように勧誘する販売行為、又は、その他、手数料の支払いもしくは物品の値引きする代わりに、他の購入者もしくは消費者の説得もしくは勧誘を容易にする販売行為、もしくは、最初の消費者の説得によって、他の購入者を購入するよう惹きつける別の機会を創出する販売行為で、当該潜在的消費者が、最初の購入者又は消費者の説得によって、実際に当該物品又はサービスを購入したが、売主がそのような約束を実行しないものをいう。

第 17 条 注文通りに物品又はサービスを供給する意思がないにもかかわらず代金を請求又は受領する行為

次に掲げる場合、供給者は、物品又はサービスを供給する前に、代金又は対価を要求又は受け取ってはならない。

- ・ 供給者が購入注文通りに当該物品又はサービスを供給する意思を有しない場合
- ・ 供給者が注文した物品又はサービスとは異なる物品又はサービスを供給する意思を有する場合
- ・ 供給者が定められた又は合理的な期間内に当該物品又はサービスを供給することができることを証明する合理的な根拠がない場合

第 18 条 特定の事業活動に関する虚偽又は紛らわしい表示

- 1 何人も、他の人に在宅で行うことができる旨表示した事業活動について、その利益が得られるか否か、リスク又は他の重要な事項に関して、虚偽又は紛らわしい表示を行ってはならない。
- 2 何人も、広告又はその他の方法によって他の人を事業活動に参加するよう招く場合において、当該事業活動において次に掲げるいずれかが要求されるときには、

当該事業活動について利益が得られるか否か、リスク又は他の重要な事項に関する重要な点について、虚偽又は紛らわしい表示を行ってはならない。

- a 他の人によって事業に参加すること
- b 投資及び投資に関与する他の人によって事業に参加すること

第19条 有形力及び精神的な脅迫による強制

何人も物品もしくはサービスの供給又は代金の支払いについて、有形力、妨害又は精神的な脅迫による強制を行ってはならない。

第20条 ネズミ講

- 1 何人も、ネズミ講を促進又は行ってはならない。
- 2 ネズミ講とは、次に掲げる仕組みをいう。
 - (1) 賞品又は対価として、物品及び／又はサービスが授与される
 - (2) 実際には物品又はサービスの売買の機会を創出していないにもかかわらず、個人的に又は仲介者を通じて、数多くの参加者に対して、売買及び投資の機会を創出する
 - (3) 次に掲げる理由で参加者の多くにとって不公平な仕組みである。
 - ・ 参加者には、新たな参加者の勧誘に応じて賞品又は対価が授与される
 - ・ 新たな参加者はそれ以上の参加者を見つけることができない

第21条 取引表示に虚偽のある物品の販売

- 1 何人も、取引表示に虚偽のある物品を販売してはならない。
- 2 虚偽の取引表示とは、あらゆる手段による、物品の供給もしくはその促進、又は、物品の利用に関連する表示で、虚偽と考えられるものをいう。
- 3 本条は、次に掲げるいずれかの方法による物品の取引表示で虚偽のあるものに適用する。
 - ・ 物品への縫い付け、圧着、挿入、添付又は押印
 - ・ 外側、ラベル、管状の容器、包装又は物品そのものへの表示

第22条 その他の不正行為

その他の不正行為は、当局の役割及び義務に応じて、規制当局の省令でこれを定めるものとし、消費者の法的権利及び利益を保護するために国家消費者保護委員会の承認を受けるものとする。

第6章

消費者のための情報

第 23 条 消費者のための情報標準

カンボジア王国において事業を営む人は、規制当局の省令によって定められる情報標準に従い、消費者に対して、最低限の情報を公開するものとし、必要に応じて国家消費者保護委員会に対して助言を求めることができる。

第 24 条 消費者のための情報標準を遵守する義務

事業を営む、物品もしくはサービスを供給している、供給することを約束している、又は、供給すると広告している人は、消費者のための情報標準を遵守するものとする。

第 25 条 消費者のための情報標準の公布

消費者のための情報標準は、規制当局及び／又は国家消費者保護委員会によって公布されるものとする。公布された情報標準は、本法律がにおける情報標準の一部をなし、国家消費者保護委員会によって実施される。

第 26 条 消費者のための情報標準の作成及び実施

- 1 規制当局は、消費者の法的権利及び利益を保護するために、その役割及び義務の範囲に該当する事業活動のための物品又はサービスに関連する消費者のための情報標準を作成するものとする。
- 2 ある規制当局が作成した規定の内容が他の規制当局が作成した規定の内容と相容れない場合、国家消費者保護委員会は当該矛盾を確認し、解決案を探すものとする。国家消費者保護委員会は、解決ができない場合、王国政府に対して確認及び決定を求めるものとする。

第 27 条 消費者のための情報標準に関する内容の形式

- 1 消費者に提供すべき情報標準は、次に掲げることができる。
 - a 種類、分類、安全性、量、原産地、機能、管理、成分、設計、設備、使用方法、経費、包装、宣伝もしくは供給、製造年月日及び消費期限、製造情報、又は、物品もしくはサービスの供給に関する情報の開示
 - b 当該情報がどのように受領されるかについての特定
 - c 次に掲げる事項に関連する情報の形式及びどのようにして情報を広めるのかの特定
 - ・ 物品又はサービスの供給
 - ・ 物品もしくはサービスの再供給又は再供給の可能性

- ・ 何らかの方法による、物品もしくはサービスの供給、再供給又は再供給の可能性に関連する宣伝の促進
 - d カンボジア王国において電子商取引を行うための最低限の情報標準の設定
- 2 文書による情報はすべて、規制当局の省令に従い、また、クメール語で記載されるものとする。
 - 3 国家消費者保護委員会は、消費者のための情報標準のその他の形式を作成するための形式を決定することができる。

第7章 苦情及び捜査手続

第28条 苦情処理及び捜査機関

- 1 国家消費者保護委員会は、苦情を受け付け、次に掲げるいずれかを端緒として、捜査を行う権限を有する。
 - (1) 国家消費者保護委員会自らの調査の開始
 - (2) 何者か又は消費者協会からの苦情
 - (3) 規制当局からの苦情
- 2 国家消費者保護委員会は、必要な場合、管轄機関又は規制当局に前項に定める職務の執行について、協力を求めることができ、当該管轄機関又は規制当局は、国家消費者保護委員会の要請に応じて、協力するものとする。

第29条 捜査官の任命

- 1 捜査官は、司法警察官として、刑事訴訟法の規定に従って本法律に定める犯罪行為を捜査する資格を有するものとする。
- 2 捜査官に対して資格を付与するための形式及び手続は、司法省及び商業省の共同省令でこれを定める。

第30条 監督権限

- 1 捜査官は次に掲げる権利を有するものとする。
 - (1) 捜査、搜索及び本法律の違反行為に関する証拠の収集
 - (2) 本法律の規定の適用を受ける製品、物品及びサービス、販売広告行為、物品の販売又は配達のための保管についての調査
 - (3) 本法律違反が疑われる場合において、他の関連する製品のサンプル又は工具の押収
 - (4) 関係者に対する、回答又は書類もしくは物品の提出の依頼

- (5) 本法律違反に関する証拠がある場合において、製品、物品又はサービスの供給、配達もしくは流通を一時的に禁止する、及び、関連する管轄機関と共に、現行法に従った更なる措置を講じるよう、消費者保護委員会に報告する
- 2 捜査手続は、商業省令でこれを定める。

第31条 搜索権限

- 1 捜査官は、刑事訴訟法に基づいて、現場及びその他の場所において搜索を行うことができるものとする。
- 2 現場又はその周辺においてその義務を履行する捜査官は、刑事訴訟法を遵守するものとし、また、本法律に定める犯罪の抑制に携わるよう、地方自治体又はその他規制当局の補助を要請することができる。

第8章 決定手続

第32条 決定手続

- 1 国家消費者保護委員会は、本法律に基づき、捜査に続いて次に掲げる行為を行う権限を有するものとする。
- (1) 決定を下す
- (2) 行政処分を下す
- 2 国家消費者保護委員会は、決定及び／又は行政処分を下すに当たり、規制当局の要請を承認する、更正する又は拒絶するかについて、関連する規制当局が講ずる措置又は要請について検討することができる。

第33条 解決手続

- 1 国家消費者保護委員会は、本法律に違反する人と交渉することによって問題解決することができる。但し、次に掲げる問題についてはこの限りではない。
- (1) 刑事事件
- (2) 同一人物による複数回に渡る本法律違反
- 2 問題解決手続は、商業省令でこれを定める。

第34条 情報開示決定又は再発信決定

国家消費者保護委員会は、本法律の条項に違反を発見した際、次に掲げる命令を下すことができる。

- (1) 情報発信しなかった、又は、情報発信が不十分であった人に対して、公又は関係者に対して、自らの費用で、命令に記載した方法で、当該情報の一部又は全部の十分な発信をする旨の命令
- (2) 誤った又は紛らわしい情報発信を行った人に対して、自らの費用で、命令に記載した方法で、情報を訂正する旨の命令

第 35 条 管理職に就任することに対する禁止決定

国家消費者保護委員会は、次に掲げる場合、管理職の地位に就くことに対する禁止決定を下すことができる。

- (1) 2回以上、次に掲げる違反行為を犯した場合
 - ・ 物品及び／又はサービスに関する不公正な行為
 - ・ 紛らわしい表示
 - ・ 贈り物及び賞金の約束
 - ・ 誇大広告
 - ・ 不公正な販売の勧誘
 - ・ 注文通りに物品又はサービスを供給する意思がないにもかかわらず代金を請求又は受領する行為
 - ・ 特定の事業活動に関する虚偽又は紛らわしい表示
 - ・ 有形力及び精神的な脅迫による強制
 - ・ ネズミ講
 - ・ 取引表示に虚偽のある物品の販売
- (2) 5年間の間に2回以上、次に掲げる違反行為を犯し、その間にその人が法人の取締役又は管理職に就いていた場合
 - ・ 消費者のための情報標準の不開示
 - ・ 消費者のための情報標準の不遵守
 - ・ 消費者のための情報標準の不通知
- (3) 外国によって、前二号に定める消費者保護に関連して、禁止されている場合

第 36 条 管理職に就任することに対する禁止決定の公表

- 1 国家消費者保護委員会は、前条に定める管理職の地位に就くことに対する禁止決定書の写しを次に掲げる人及び機関に対して交付するものとする。
 - a 関係する人又は消費者協会
 - b 規制当局
 - c 商業省商業登録局

- 2 国家消費者保護委員会は、前条に定める禁止命令を同委員会のホームページ、もしくは掲示板への掲載、又は、その他の方法で公表するものとする。

第 37 条 管理職に就任することに対する禁止期間

カンボジア王国における法人の取締役又は管理職の地位に就くことに対する禁止期間は、2 年以上 5 年未満とする。

第 9 章 不服申立

第 38 条 国家消費者保護委員会の決定の更正

- 1 国家消費者保護委員会の決定に関係する人は、決定通知書の受領日から 15 日以内に、国家消費者保護委員会に対して、当該決定の見直し、更正又は取り消しを求めて不服を申し立てることができる。
- 2 見直しのための不服申立書には次に掲げる事項を記載するものとする。
 - ・ 不服申立てすることができる国家消費者保護委員会による認定事実の明示
 - ・ 国家消費者保護委員会によって下された決定又は行政処分には、国家消費者保護委員会の議事録に記載されている具体的な証拠が存在していない旨の指摘
- 3 この場合、国家消費者保護委員会は、30 日以内に確認及び決定を行うものとする。

第 39 条 管轄裁判所への異議申立権

- 1 国家消費者保護委員会の決定に不服がある人は、最終決定の通知書の受領日から 30 日以内に、カンボジア王国の管轄裁判所に提訴することができる。
- 2 国家消費者保護委員会による通知の形式及び手続は、商業省令でこれを定める。

第 10 章 罰則

第 40 条 制裁及び行政上の罰金

- 1 本法律における罰則には、書面による警告、商業登録証明もしくは許認可の停止、剥奪もしくは取消、行政上の罰金又は罰金刑及び禁錮刑が含まれる。
- 2 書面による警告又は商業登録証明もしくは許認可の停止、剥奪もしくは取消は、国家消費者保護委員会が管轄する。
- 3 行政上の罰金は、捜査官の権限である。

- 4 刑事上の訴権は、行政上の罰金を支払いによって消滅する。
- 5 違反者が行政上の罰金の支払いを拒否した場合、捜査官は、管轄裁判所に起訴するために、当該犯罪を立件することができる。
- 6 行政上の罰金、罰金の納付、罰金の領収書の管理及び本法律の条項に定める罰則による収入の処理手続は、商業省、司法省及び経済財政省の共同省令でこれを定める。

第 41 条 物品・サービスに関する不公正な行為又は紛らわしい表示

- 1 第 9 条、10 条、11 条及び 12 条が規定する、物品もしくはサービスに関する不公正な行為又は紛らわしい表示を行った人はすべて、書面による警告の対象とする。
- 2 書面による警告を受けたにもかかわらず、前項に規定する犯罪が繰り返される場合、商業登録証明又は許認可は、停止、剥奪又は取り消されるものとする。
- 3 物品の質及び原産地に関連する本条第 1 項に違反した人には、2000 万リエル以下の行政上の罰金を科する。

第 42 条 安全衛生上の影響を理由とする、物品・サービスに関する不公正な行為又は紛らわしい表示に対する加重事由

消費者の安全衛生に深刻な影響を与えた場合、前条第 1 項に違反した人は、これを 6 ヶ月以上 2 年以下の禁錮及び 100 万リエル以上 400 万リエル以下の罰金に処する。

第 43 条 後遺障害又は死亡を理由とする、物品・サービスに関する不公正な行為又は紛らわしい表示に対する加重事由

後遺障害又は死亡結果を引き起こす第 41 条第 1 項に規定に違反した人は、これを 2 年以上 5 年以下の禁錮及び 400 万リエル以上 1000 万リエル以下の罰金に処する。

第 44 条 不公正な行為への関与

誇大広告、物品もしくはサービスを供給する意思がないにもかかわらず代金を請求若しくは受領する行為、特定の事業活動に関する虚偽若しくは紛らわしい表示、又は有形力及び精神的な脅迫による強制に関与した人は、これを 5000 万リエル以下の罰金に処する。

第 45 条 ネズミ講又は虚偽の取引表示による物品の販売

ネズミ講又は虚偽の取引表示による物品販売行為を行った人には、8000 万リエル以下の行政上の罰金を科する。

第 46 条 安全衛生上の影響を理由とする、ネズミ講又は虚偽の取引表示による物品の販売に対する加重事由

消費者の安全衛生に深刻な影響を与えた場合、ネズミ講又は虚偽の取引表示による物品販売行為を行った人は、これを 6 ヶ月以上 2 年未満の禁錮及び 100 万リエル以上 400 万リエル以下の罰金に処する。

第 47 条 後遺障害又は死亡を理由とする、ネズミ講又は虚偽の取引表示による物品の販売に対する加重事由

後遺障害又は死亡結果を引き起こすネズミ講又は虚偽の取引表示による物品の販売行為を行った人は、これを 2 年以上 5 年以下の禁錮及び 400 万リエル以上 1000 万リエル以下の罰金に処する。

第 48 条 消費者ための情報標準の不遵守

消費者のための情報標準を遵守しなかった人には、1000 万リエル以下の行政上の罰金を科する。

第 49 条 管理職就任禁止決処分に対する違反

管理職就任禁止処分に違反した人には、1000 万リエル以下の行政上の罰金を科する。

**第 11 章
最終条項**

第 50 条 廃止

本法律に反する条項はすべて廃止される。

第 51 条 即時公布

本法律は即時に公布される。

2019 年 11 月 2 日 於王宮